

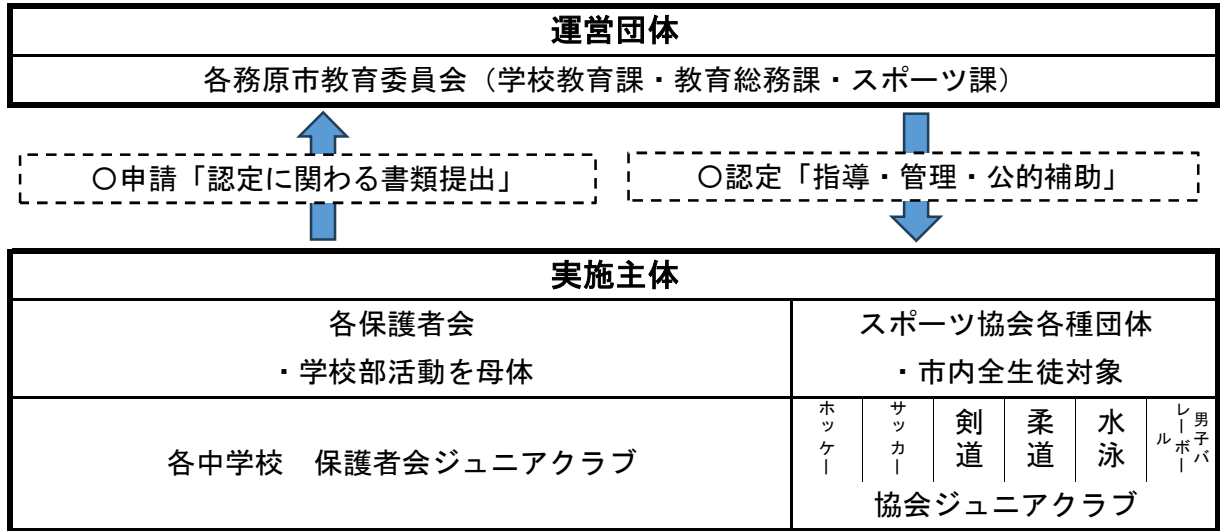
各務原市 改革実行期間「令和8年度～令和10年度」のビジョン

令和8年3月

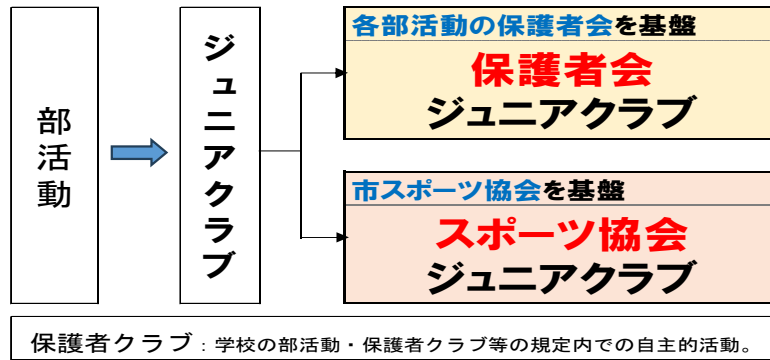
<p>【各務原市認定地域クラブ】 市が示した認定要件等に基づき、学校と地域との連携・協働によって、学校部活動の教育的意義を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を行う市が認定した地域クラブとする。 ※保護者会、市スポーツ協会、市文化団体等を実施主体とする。</p>			<p>改革実行期間「前期 R8～R10年度」</p>			<p>改革実行期間「後期R11～R13年度」</p>	
			<p> <input type="checkbox"/> 全部活動の休日の活動を地域展開する。 ・ジュニアクラブが母体となり大会やコンクール等へ出場する。 ※中体連大会・夏季吹奏楽コンクールは、学校部活動として出場することがある。 <input type="checkbox"/> 平日の部活動の地域展開をめざす。 ・平日の改革について、活動のあり方や課題への対応策等を検証する。 <input type="checkbox"/> 謝金の公的・受益者負担のバランスを調整し、自走体制を整える。 ・生徒が安心して活動を続け、楽しめる活動体制を確立する。 </p>			<p> 生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。 </p>	
			<p>令和8年度</p>	<p>令和9年度</p>	<p>令和10年度</p>	<p>令和11年度</p>	
休日	認定地域クラブ	保護者会 ジュニアクラブ	<p> <input type="checkbox"/> 地域展開の円滑な推進：行政支援の継続、クラブと中学校との連携、実施団体の拡充・拡大、実態に応じたクラブ形態 <input type="checkbox"/> 指導者の確保：人材バンクの設置とマッチング <input type="checkbox"/> 生徒の安全・安心の確保：効果的な練習と休養、指導者研修、施設管理 <input type="checkbox"/> 受益者負担：活動の維持・運営に必要で低廉な参加費等 <input type="checkbox"/> 大会・コンクール：保護者参画による運営体制 </p>				中間評価
		スポーツ協会 ジュニアクラブ					
文化団体 ジュニアクラブ							
平日	認定地域クラブ	スポーツ協会ジュニアクラブ	<p><input type="checkbox"/> 平日の地域展開：放課後活動の指導者確保と指導者謝金の受益者負担等</p>				<p> ★中間評価により改めて取組方針を定め、さらなる改革を推進する。 <input type="checkbox"/> 運営体制の定着 <input type="checkbox"/> 指導体制の充実 </p>
		文化団体ジュニアクラブ					
	学校	部活動	勤務時間内				
大会等の参加	中体連大会・夏季コンクールの参加母体		・学校部活動 ・保護者会ジュニアクラブ ・スポーツ協会ジュニアクラブ ・文化団体ジュニアクラブ				
	連盟等大会・コンクール等の参加母体		・保護者会ジュニアクラブ ・スポーツ協会ジュニアクラブ ・文化団体ジュニアクラブ				
保護者クラブ		保護者クラブ※実施は各保護者会による					

※保護者クラブ：社会教育の一環として、県ガイドラインに則り、学校の部活動・保護者クラブ等の規定内での自主的活動。謝金を除く市補助の対象。

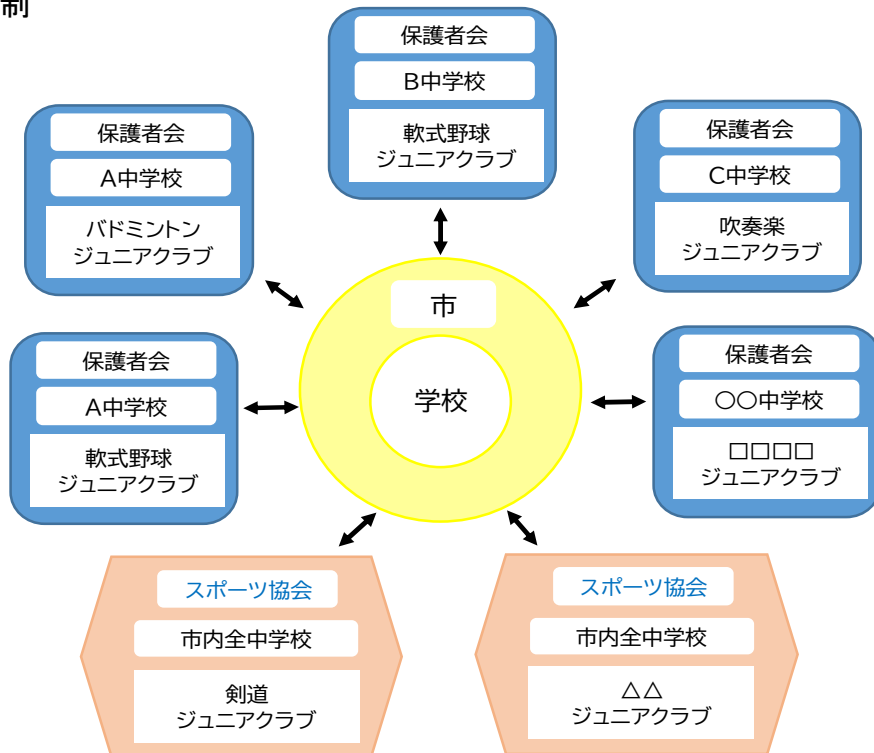
令和8年度 各務原市 学校部活動の地域展開



■学校部活動の地域展開



■連携体制



※スポーツ協会ジュニアクラブにおいて、生徒の参加対象地域は、中学校区単位とする。